

平成 26 年 4 月より

入院医療費の会計方式が変わります

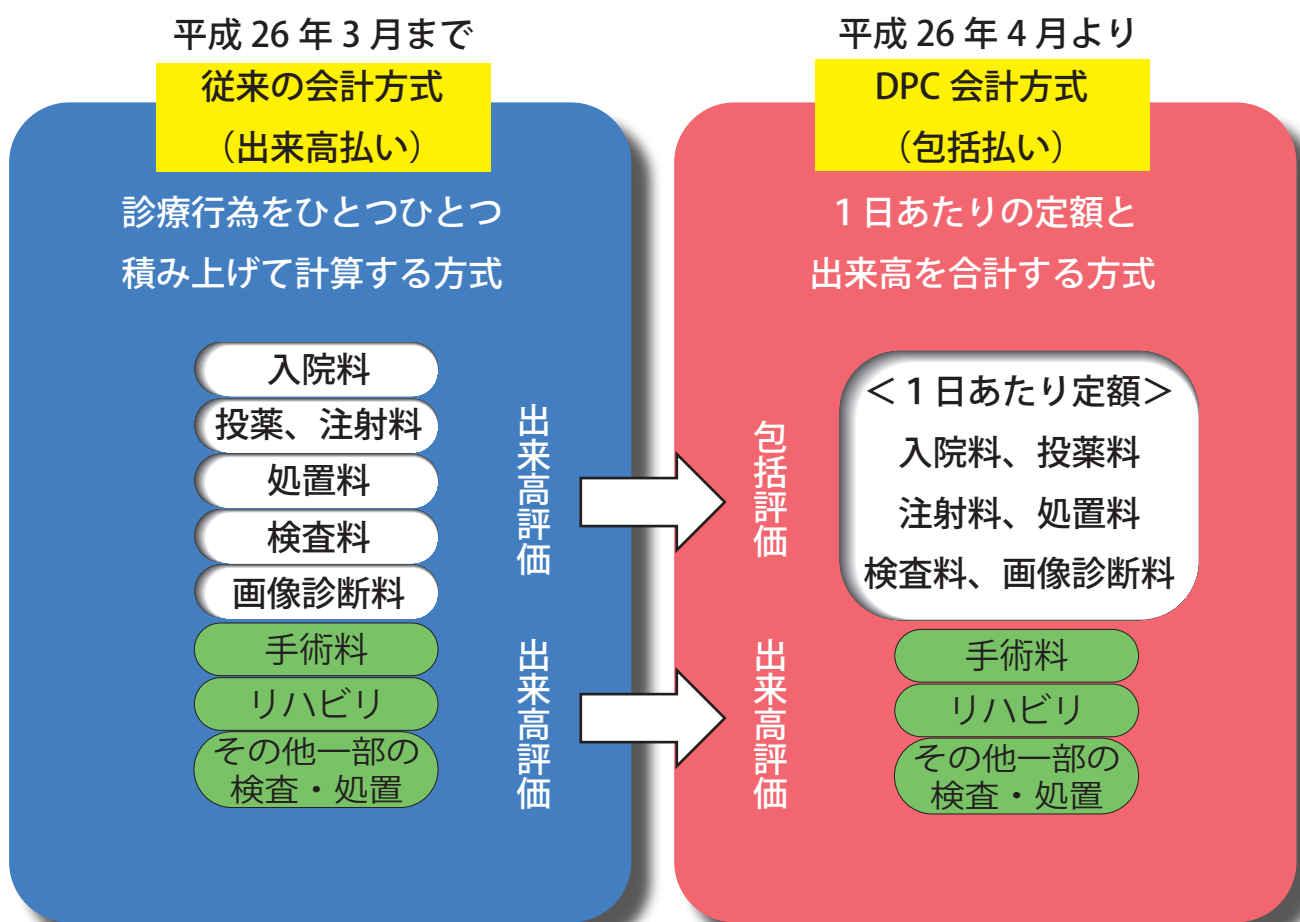
(1 病棟・2 病棟・3 西・7 東・7 西病棟除く)

DPC 対象病院移行について

当院では、平成 26 年 4 月 1 日から入院医療費を「診断群分類別包括評価 (DPC)」によって計算する新しい方法に変更いたします。

DPC とは

従来の「出来高払い方式」とは異なり、あらかじめ厚生労働省で定められた病名や治療内容に応じた 1 日あたりの金額からなる包括評価部分 (入院料、投薬、注射、処置等) と出来高評価部分 (手術、麻酔、リハビリ等) を組み合わせて計算する新しい計算方法です。



DPC (包括医療費) についてのお問い合わせは下記へお願い致します。

- ・入院窓口 (受付 2 番)
- ・相談時間: 平日 午前 9:00 ~ 午後 4:00

DPC 制度導入による入院医療費のお知らせ

当院は、平成 26 年 4 月 1 日より厚生労働省が指定する「(DPC) 包括評価方式」という、新しい医療費制度での請求を実施する病院となります。従来の計算方法は、診療行為ごとに料金を積み上げて入院医療費を計算する「出来高方式」でした。新しい計算方法では、患者さんの病気や症状をもとに処置等の内容に応じた 1 日あたりの定額の医療費を基本に、入院医療費を計算する「包括方式」となります。また、平成 26 年 3 月 31 日以前から継続して、入院されている患者さんは、平成 26 年 6 月 1 日から開始となります。

(1 病棟、2 病棟、3 西、7 東、7 西病棟除く)

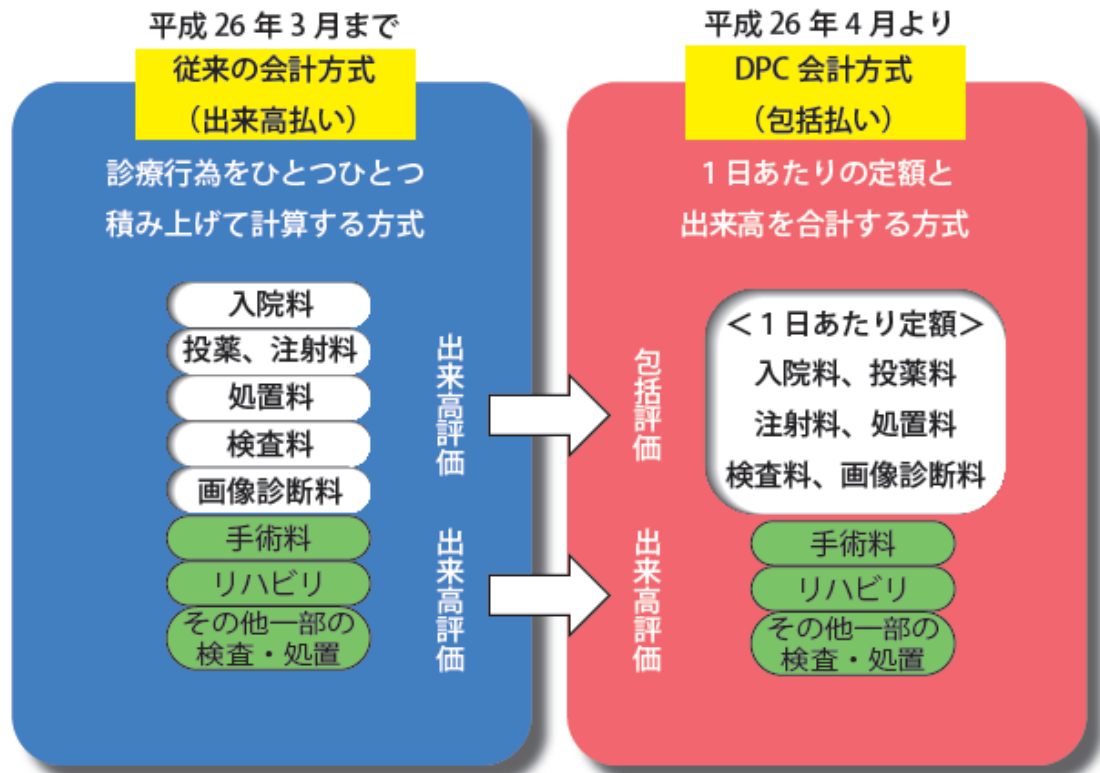


図 出来高方式と包括評価 (DPC) 方式

DPC (包括評価方式) による計算方法

入院医療費 = 診断群分類ごとの 1 日あたりの点数 × 入院日数 × ※医療機関別係数 + 出来高診療費

の計算方式で入院医療費を計算いたします。

※医療機関別係数とは病院の機能に応じて病院ごとに定められる一定の係数です。

Q すべての入院患者さんがこの制度の対象となるのですか？

A 当院の一般病棟 (4 東、4 西、5 東、5 西、6 東、6 西) の入院患者様が対象となります。但し、一部の方 (下記の条件に該当する方) はこの対象になりません。また、該当する診断群分類がない方については出来高方式で計算されます。診断群分類に定められた期間 (包括期間) を超え、長期入院となった場合には、入院途中から出来高方式で計算されます。

- ・入院後 24 時間以内の死亡又は生後 7 日以内に亡くなられた方
- ・治験、労災、交通事故等の自由診療で入院された方
- ・厚生労働省が定める特定の処置・手術をされる方
- ・DPC対象外病棟（1 病棟、2 病棟、3 西、7 東、7 西）へ入院される方

Q DPC制度とは？

A DPCによる医療費制度は、平成 15 年度から大学病院や国立病院などの高度先進医療を行っている特定機能病院を対象に導入されました。

平成 16 年度より、一定期間厚生労働省の事前調査に協力し、かつ一定の施設基準などを満たした急性期医療を提供する一般医療機関も「DPC対象病院」として認められるようになりました。

当院も、平成 24 年度より医療の標準化と質の向上（どこの病院でも同じ病気であれば同じ治療を受ける事ができる）を行うことを目的とした厚生労働省の事前調査に協力し、その結果平成 26 年度より「DPC対象病院」として認定され、平成 26 年 4 月から「DPC」による入院医療費の計算方式を導入することになりました。

Q 出来高方式とDPC(包括評価)方式を選択することはできますか？

A 患者さんからの申し出によって、どちらかの方式を選択することは制度上できません。あらかじめご了承ください。

Q 出来高方式と比べて、入院医療費は高くなるの、安くなるの？

A 出来高方式は、個々の患者さんの1つ1つの治療代を合計して入院医療費が計算されています。新しく採用されるDPC方式は、国で定められた入院1日あたりの金額が決められていますので、以前の出来高と比較した場合、高くなることもあれば、安くなることもあります。

Q 高額療養費の取扱いはどうなりますか？

A 高額療養費制度の取扱いは従来どおり変わりありません。医療費が自己負担限度額を超えた場合、適用対象となります。

Q 医療費の支払方法はどのように変わりますか？

A 支払方法に変更はありません。従来どおり退院時に精算して頂くこととなります。また、月をまたぐ場合は、毎月月末締め、翌月 10 日頃の請求となります。

Q DPCでは途中で医療費が変わることがありますか？

A 月をまたいで入院した場合、病状の経過により、病名や治療内容が変更になった時には、入院時に遡って診断群分類を変更するため、請求額が変動することがあります。その際、退院時に前月までの支払額との差額調整を行うことがありますのでご了承ください。これは、DPC方式では、どの病院でも生じることですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

Q DPCになると早く退院させられることがありますか？

A 入院・退院の判断については、医師が医学上の判断に基づき決定します。従って、DPCを理由に退院して頂くことはありません。

Q 食事や個室代金はどうなりますか？

A 食事や特別室等の個室代金に関しては、DPCでも変更はございません。従って、診療費とは別にこれまでどおりご負担していただくことになります。

Q 特定疾患（公費）の適用はどうなりますか？

A 特定疾患の傷病が、入院の主たる治療目的である場合は、DPCになっても公費適用になります。

外来患者様については、これまでどおり出来高方式の計算となります。

ご不明な点がございましたら、入院窓口までお問い合わせ下さい。
DPC 制度へのご理解とご協力をお願い致します。